資料２－３

議題（２）：新たな地域医療構想について

構想区域について

埼玉県保健医療部保健医療政策課

構想区域について

１．新たな「地域医療構想策定ガイドライン」での位置づけ等

１－１．構想区域の役割について

出典：地域医療構想策定ガイドライン参考資料（都道府県説明会資料）

○　構想区域は、地域医療構想に基づき医療提供体制の構築を進める単位であり、主に、①医療提供体制の構築のため、②必要病床数の運用のための、２つの役割がある。

○　２０４０年とその先を見据え、人口規模や患者の流出入割合等のデータや、地域ごとの実情を踏まえ、区域ごとの現状と課題を認識し、適切な区域設定や必要な区域間の連携体制の構築を行う。

①　医療提供体制の構築

○　医療機関機能の確保や医療機関の連携・再編・集約化等の協議や取組を行う単位
○　将来にわたり、医療資源に応じた効率的な医療提供体制が確保できるよう、特に、急性期拠点機能の確保の観点から、緊急手術等の急性期医療の需要が一定程度発生し、こうした需要に対応する体制を合理的に確保できる単位として設定する必要

⇒　２０４０年時点の人口規模として２０万人以上を目安としながら検討

②　必要病床数の運用

○　今後入院医療の需要が減少することも踏まえ、２０４０年に必要な病床数を確保するために設定する単位
○　特に、病床機能別に適切な病床数が確保できるよう、地域医療構想調整会議等での議論の進行や適切な法令上の権限行使を行うことが可能な単位として設定する必要

⇒　都道府県が人口規模や医療機関の配置、患者の流出入等を踏まえて設定

１－２．構想区域の見直し

○　人口２０万人未満の構想区域等、人口規模が小さい区域や医療資源が限られている区域で、隣接する構想区域に多く患者が流出しており、将来的には、当該隣接区域と一体的に医療提供体制の確保を検討することが適切な場合については、構想区域を統合する案が検討される。

○　構想区域内の一部の市区町村について、患者の実際の受療行動が隣接する構想区域と強く結びついている場合には、当該市区町村を当該隣接区域に含める等、構想区域を再編する案が検討される。

構想区域について

Ⅱ．地域医療構想の策定について　　（※その他「構想区域」に関する内容の抜粋）

４．入院医療

P.45　（２）協議事項

①　医療機関機能の確保

ア　急性期拠点機能

（ウ）　急性期拠点機能を担う医療機関数について

○　人口規模が限られた構想区域であって、構想区域に係る協議を踏まえてもなお、地理的な要因等により広域化等の見直しを行わないこととした場合には、当該区域において一定の医療の完結を見込むことが困難であると考えられる。当該区域内においては、急性期拠点機能の確保は前提とせず、隣接する区域と一体的に確保することを検討する。この場合、当該区域内では、高齢者救急・地域急性期機能を担う医療機関を確保することとし、当該医療機関が一部の頻度の高い疾患等を中心に、一定程度の急性期医療を担えるよう、連携・再編・集約化の取組や医師の確保等の取組を検討する。

④　広域的な観点での医療提供体制の確保

イ　構想区域内で完結できない医療への対応

○　人口規模の小さい構想区域等においては、医療需要の規模や医療従事者の確保状況等を踏まえると、すべての医療を当該区域内で確保することが困難な場合がある。こうした場合、都道府県調整会議において、構想区域間の連携や都道府県単位での提供など、地域の実情に応じた様々な医療提供体制の構築のあり方について、検討することが必要となる。

（略）

○　また、島嶼など、アクセスにおける制約があり、かつ人口規模が限定的な構想区域等においては、まずは高齢者救急・地域急性期機能や専門等機能を担う医療機関において救急搬送患者の受入や入院対応を行い、重症患者や高度な医療が必要な患者については、構想区域外の急性期拠点機能を担う医療機関へ病院救急車を含む救急車やドクターヘリ等により転院搬送する体制の構築について検討が必要である。

構想区域について

2．「地域医療構想策定ガイドライン」を踏まえた協議・検討

2－1．２０４０年に係る圏域別人口推計値

○　将来の医療需要を考える基礎的な視点として、埼玉県における構想区域ごとの推計人口の動向について整理する。

区域	区域内市町村	市町村数	総人口[1]	2040年の推計人口[2]	検討対象圏域
南部	川口市・蕨市・戸田市	3	825,859	831,588	—
南西部	朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市 ふじみ野市・三芳町	7	738,733	732,965	—
東部	春日部市・草加市・越谷市・八潮市・三郷市 吉川市・松伏町	7	1,160,009	1,107,679	—
さいたま	さいたま市	1	1,350,500	1,361,675	—
県央	鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町	5	532,118	478,864	—
川越比企	川越市・東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市 毛呂山町・越生町・滑川町・嵐山町・小川町 川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村	14	782,570	714,518	—
西部	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市	5	766,312	689,494	—
利根	行田市・加須市・羽生市・久喜市・蓮田市 幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町	9	633,887	539,773	—
北部	熊谷市・本庄市・深谷市・美里町・神川町 上里町・寄居町	7	494,191	429,578	—
秩父	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀞町・小鹿野町	5	90,119	66,796	○
		63	7,374,298	6,952,930	

○「２０４０年時点」の人口規模として２０万人以上を目安としながら検討

1)町(丁)字別人口調査 令和7年1月1日現在 結果報告　　2)出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年3月推計）」

構想区域について

2．「地域医療構想策定ガイドライン」を踏まえた協議・検討

2－2．秩父圏域を広域化した場合の検討

○ 人口の少ない地域においては、構想区域を広域化した場合、区域内の一部の地域で医療機関までの移動時間が自動車で一時間程度等と長く、住民の医療アクセスが課題となる場合がある。このため、区域の見直しに当たっては、住民が必要な医療にアクセスできるかをあわせて確認することも重要である。他方、**患者のアクセス等を考慮し広域化をせず、人口の少ない地域として区域の設定を見直さない場合**であっても、**広域化し、連携・再編・集約化を行う場合の案も比較検討**すること。

（1）圏域の広域化の検討（5疾病）

	■秩父圏域	ア：現状（※現在の体制）	イ：広域化しなかった場合	ウ：広域化した場合
5疾病	①がん	○拠点病院を中心に原則二次医療圏で対応 （※秩父圏域には該当病院なし）	○秩父圏域には、拠点となる病院がないため、隣接する医療圏の拠点病院で対応	○広域化後の圏域の拠点病院で対応 （北部の場合 → ①深谷赤十字病院、西部の場合 → ②埼玉医科大学国際医療センター／③防衛医科大学校病院） ※ 患者の居住地域によっては、現在よりも拠点病院までのアクセスが遠くなる可能性あり。
	②脳卒中	○医療圏の設定はないが、急性期は救急の医療圏で対応 （※救急の医療圏＝秩父圏域）	○現状と変更なし （※救急の医療圏で対応）	
	③心筋梗塞等の心血管疾患	○同上	○現状と変更なし （※救急の医療圏で対応）	
	④糖尿病	○圏域の設定はなし	○現状と変更なし	
	⑤精神医療（精神科救急）	○第二精神医療圏で対応	○現状と変更なし （※第二次精神医療圏で対応）	

構想区域について

2－2．秩父圏域を広域化した場合の検討（続き）

（2）圏域の広域化の検討（6事業(※へき地医療除く)及び在宅医療）

	■秩父	ア：現状	イ：広域化しなかった場合	ウ：広域化した場合
6事業（※へき地除く）	①救急	○第二次救急医療圏	○現状と変更なし （※第二次救急医療圏で対応）	
	②災害	○災害拠点病院・災害時連携病院を中心に、原則二次医療圏で対応	○現状と変更なし （※災害拠点病院・災害時連携病院を中心に、原則二次医療圏で対応）	
	③周産期	○周産期母子医療センターの各担当区域を中心に対応	○現状と変更なし （※周産期母子医療センターの各担当区域を中心に対応）	
	④小児	○第二次救急医療圏を中心に対応	○現状と変更なし （※第二次救急医療圏を中心に対応）	
	⑤感染症	○第一種感染症指定医療機関は全県で、第二種は二次医療圏で対応	【第一種】 ○現状と変更なし（※指定感染症医療機関で対応）	
			【第二種】 ○秩父圏域で対応	○広域化後の圏域内で対応
在宅	○在宅	○二次医療圏で対応	○現状と変更なし （※秩父圏域で対応）	○現状と変更なし （※秩父地域で対応）

構想区域について

【参考資料】地域保健医療計画　疾病・事業ごとの区域

○　本県の地域保健医療計画では、疾病の種類や事業の特性に応じて、広域的な区域又は各事業ごとに設定した区域において施策を実施している。

	がん	脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患	糖尿病	精神医療（精神科救急）	救急	災害	周産期	小児	感染症	在宅医療
南部	拠点病院を中心に　原則二次医療圏で対応	医療圏の設定はないが、急性期は救急の医療圏で対応	圏域の設定はなし	第1	戸田・蕨 川口	災害拠点病院・災害時連携病院を中心に、原則二次医療圏で対応	周産期母子医療センターの各担当区域を中心に対応	第二次救急医療圏で対応	第一種感染症指定医療機関は全県で、第二種は二次医療圏で対応　※感染症病床	二次医療圏で対応
南西部				第2	朝霞 川越					
東部				第1	東部南					
さいたま					さいたま					
県央					中央					
川越比企				第2	川越・比企 坂戸・飯能					
西部					所沢 坂戸・飯能					
利根				第1	熊谷・深谷 東部北					
北部				第2	熊谷・深谷 児玉					
秩父					秩父					